

令和4年4月22日現在

# 第1回国立大学法人大阪大学債券 債券内容説明書

国立大学法人大阪大学

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する第1回国立大学法人大阪大学債券（以下「本債券」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第33条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて、国立大学法人大阪大学（別途定める場合を除き、以下「当法人」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（国立大学債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条が適用されることから、同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。  
本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当法人の業務、財務の内容等について当法人が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項の規定に基づく届出目論見書ではありません。また、本説明書の「第二部 法人情報」中の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項に規定される監査証明は受けておりません。
4. 当法人の財務諸表は、「国立大学法人会計基準」（平成15年3月5日国立大学法人会計基準等検討会議）に準拠して作成されています。
5. 本説明書は、当法人吹田キャンパス内に備え置き閲覧に供するとともに、当法人ホームページ(<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/publications/bond>)にも掲載します。

本説明書に関する連絡先

大阪府吹田市山田丘1-1

国立大学法人大阪大学 財務部財務課

# 目 次

第一部	証券情報	1
第1	募集要項	2
1	新規発行債券	2
2	債券の引受け及び債券に関する事務	5
3	新規発行による手取金の使途	6
第二部	法人情報	9
第1	法人の概況	10
1	主要な経営指標等の推移	10
2	沿革	11
3	事業の内容	12
4	関係会社の状況	18
5	学生の状況	24
6	教職員の状況	24
第2	事業の状況	25
1	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	25
2	事業等のリスク	26
3	経営上の重要な契約等	28
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
第3	設備の状況	76
1	設備投資等の概要	76
2	主要な固定資産の状況	76
3	設備の新設、除却等の計画	77
第4	法人の状況	78
1	資本金の状況	78
2	役員の状況	78
3	コーポレートガバナンスの状況	79
第5	経理の状況	82
1	大阪大学の財務諸表	82
2	連結財務諸表	86
3	財務諸表	242
4	監事監査報告書	378
第6	法人の参考情報	380
1	第4期中期目標・中期計画	380
2	主な関係法令ホームページアドレス	425

# 第一部 証券情報

# 第1 募集要項

## 1 新規発行債券

銘 柄	第1回国立大学法人大阪大学債券	債券の総額	金30,000,000,000円
記名・無記名の別	—	発行価額の総額	金30,000,000,000円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	令和4年4月22日
発行価格	各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息を付けない。
利率	年1.169%	払込期日 (発行日)	令和4年4月28日
利払日	毎年4月20日及び10月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	令和44年3月17日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、令和4年10月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月20日及び10月20日の2回に各その日までの前半か半分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から令和4年10月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半年の日割をもって計算する。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「11 元利金の支払」記載のとおり。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、令和44年3月17日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本債券の償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関（以下「振替機関」という。）が定める業務規程その他の規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「11 元利金の支払」記載のとおり。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国立大学法人法」という。）の定めるところにより、国立大学法人大阪大学（以下「当法人」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条	該当事項なし	
摘要	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付</p> <p>(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&amp;I」という。）</p> <p>本債券について、当法人はR&amp;IからAA+の信用格付を令和4年4月22日付で取得している。</p>		

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本債券について、当法人はJCRからAAAの信用格付を令和4年4月22日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<https://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

3. 募集の受託会社

(1) 国立大学法人法第33条第5項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社三菱UFJ銀行とする。

(2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(3) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項目のほか、法令及び当法人と受託会社との間の令和4年4月22日付第1回国立大学法人大阪大学債券募集委託契約書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。

4. 期限の利益喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当法人が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当法人が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当法人以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当法人が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 法令により、本債券の償還期日前に当法人が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当法人又は当法人が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

#### 5. 公告の方法

当法人又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知する場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でない認め、その旨を当法人に通知したときは、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。

#### 6. 債券原簿の公示

当法人は、当法人の吹田キャンパス内に本債券の債券原簿を備え置き、その業務時間中、一般の閲覧に供する。

#### 7. 発行要項及び委託契約の公示

発行要項及び委託契約の謄本は当法人の吹田キャンパス内及び受託会社の本店で、その業務時間中又は営業時間中、一般の閲覧に供する。

#### 8. 発行要項の変更

- (1) 当法人は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当法人はその内容を公告する。ただし、当法人が受託会社と協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

#### 9. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。
- (2) 債権者集会は、当法人又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (3) 債権者集会は、大阪府において行う。
- (4) 本債券の総額の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有する。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当法人は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の場合においては、次のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、係る決議は効力を有しない。
  - ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が、法令又は本要項の定め違反するとき
  - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
  - ③決議が著しく不公正であるとき
  - ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき
- (9) 本債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。当法人又は受託会社は、その代表者若しくは代理人を債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べるができる。債権者集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところに従い、書面によ

	<p>って議決権を行使することができる。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか、債権者集会の手續の細則については、当法人と受託会社が協議してこれを定め公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当法人の負担とする。</p> <p>10. 発行代理人及び支払代理人 振替機関が定める業務規程に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ銀行においてこれを取り扱う。</p> <p>11. 元利金の支払 本債券の元利金は、社債等振替法及び振替機関が定める業務規程その他の規則等に従って支払われる。</p>
--	--

## 2 債券の引受け及び債券に関する事務

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額※	引受けの条件
債券の引受け	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	/	1. 引受人は本債券の全額につき連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は総額1億6,000万円とする。
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
	計	—		
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号		

※第1回国立大学法人大阪大学債券は、POT方式による起債運営のため、個々の引受人の引受金額の設定はない。



### 3 新規発行による手取金の使途

#### (1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
30,000,000,000 円	180,405,940 円	29,819,594,060 円

#### (2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額 29,819,594,060 円は、令和 9 年 3 月末までに、全額を、当法人が策定したサステナビリティボンド・フレームワークの適格クライテリア（下記「サステナビリティボンド・フレームワークについて」に記載する。）を満たすプロジェクトに充当する予定である。

#### サステナビリティボンドとしての適格性について

当法人は、サステナビリティボンドの発行のために、「グリーンボンド原則（GBP）2021（注1）」、「ソーシャルボンド原則（SBP）2021（注2）」、「サステナビリティボンド・ガイドライン（SBG）2021（注3）」、「グリーンボンドガイドライン 2020 年版（注4）」及び「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版（注5）」に則したサステナビリティボンド・フレームワークを策定し、第三者評価として、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）より、「JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価（注6）」の「SU1(F)」の評価を取得しております。

（注1）「グリーンボンド原則（GBP）2021」とは、国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

（注2）「ソーシャルボンド原則（SBP）2021」とは、ICMA が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。

（注3）「サステナビリティボンド・ガイドライン（SBG）2021」とは、ICMA により策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「サステナビリティボンド・ガイドライン」といいます。

（注4）「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が 2017 年 3 月に策定・公表し、2020 年 3 月に改訂したガイドラインをいいます。

（注5）「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、我が国においてソーシャルボンドの普及を図ることを目的に、金融庁が 2021 年 10 月に策定・公表したガイドラインをいいます。

（注6）「JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価」とは、評価対象である調達資金がグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則に例示されるプロジェクト等に充当される程度並びに資金使途等に係る管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の総合的な意見の表明をいいます。

#### サステナビリティボンド・フレームワークについて

##### 1. 調達資金の使途

サステナビリティボンドの発行による調達資金は、以下の適格クライテリアを満たすソーシャルプロジェクト及びグリーンプロジェクトに充当される予定です。

〈ソーシャルプロジェクト〉

適格クライテリア	SBP 事業区分
・2020 年の「国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」で新設された同施行令第八条第四号（国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等）に該当する事業かつ、	必要不可欠なサービスへのアクセス

<ul style="list-style-type: none"> <li>当法人のOU構想策定会議が当法人の中長期的な戦略として策定した「OUマスタープラン2027」として特定された事業</li> </ul>	
--	--

〈グリーンプロジェクト〉

適格クライテリア	G B P事業区分
<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年の「国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」で新設された同施行令第八条第四号（国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等）に該当する事業かつ、</li> <li>当法人のOU構想策定会議が当法人の中長期的な戦略として策定した「OUマスタープラン2027」として特定された事業のうち、更に以下の①乃至③のいずれかを満たす事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>①ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかを取得済みもしくは取得予定の建物の建設・取得</li> <li>②以下の環境認証のいずれかを取得済みもしくは取得予定の建物の建設・取得 <ul style="list-style-type: none"> <li>CASBEE 評価認証：Sランク、AランクまたはB+ランク</li> <li>LEED 認証：Platinum、GoldまたはSilver</li> <li>BELS 認証：5つ星、4つ星または3つ星</li> <li>DBJ Green Building 認証：5つ星、4つ星または3つ星</li> </ul> </li> <li>③先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等に付随する太陽光発電設備の導入に関する事業</li> </ul> </li> </ul>	<p>エネルギー効率</p> <p>グリーンビルディング</p> <p>再生可能エネルギー</p>

## 2. 選定基準とプロセス

サステナビリティボンドの資金使途となる適格プロジェクトの候補は、OU構想策定会議の下に設置するワーキンググループが適格クライテリアを満たしているか否かを確認した上で案を作成し、最終的にOU構想策定会議において決定する。当該候補へサステナビリティボンドの資金を充当するにあたっては、教育研究評議会および経営協議会の審議を経て、役員会で議決を行う。

## 3. 資金管理

サステナビリティボンドによる調達資金は、当法人の財務会計システムにより入出金管理を行う。入出金は財務部の財務担当者がシステムに入力し、経理責任者が承認する体制である。また、サステナビリティボンドによる資金充当状況に係る帳簿は、財務会計システムにより記録した上で償還まで保管の予定である。

また、当法人においては、月次の財務状況を明らかにする書類を作成し、経理責任者から経理担当理事に提出している。加えて、サステナビリティボンドの入出金を含む財務状況全般について、年に一度、監査法人による会計監査を受けることとなっている。

なお、適格プロジェクトへの充当時期の遅れ等によりサステナビリティボンドによる調達資金の未充当期間が発生する場合、未充当金は現金または現金同等物にて管理・運用する予定である。

## 4. レポーティング

当法人は、資金の充当状況に係るレポーティングおよびインパクト・レポーティングを、当法人ウェブサイトや事業報告書等にて年次で開示する。初回の開示は、サステナビリティボンドの発行から1年以内に行う予定である。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に計画に大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定である。

### (1) 資金の充当状況に係るレポーティング

サステナビリティボンドにて調達された資金が全額適格プロジェクトに充当されるまでの間、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定である。

- ① 充当したプロジェクトのリスト
- ② 各プロジェクトにおける充当金額
- ③ 未充当残高（償還までの間に資金充当対象設備を売却し再充当の必要がある場合を含む）

### (2) インパクト・レポーティング

サステナビリティボンド発行から償還されるまでの間、サステナビリティボンドの発行により実現する事業のインパクトを測定する重要指標について、実務上可能な範囲において以下の通り開示する予定である。

対象プロジェクト	開示内容
ソーシャルプロジェクト	<アウトプット指標> ・対象となるプロジェクトにおいて取得した土地、設置・整備した施設や設備の概要等 <アウトカム指標> ・ソーシャルプロジェクトに関与する研究者数及び学生数等 ・ソーシャルプロジェクトに係る学術論文数及び単位取得数等 <インパクト> ・社会との共創による「生きがいを育む社会」の創造
グリーンプロジェクト	・環境認証等の取得状況 ・太陽光発電設備における発電容量・CO2 排出削減量